

令和 7 年 第 1 回

小野町農業委員会臨時会

令和 7 年 2 月 2 0 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (14 名)

1 番 矢 吹 高 徳	2 番 吉 田 誠	3 番 今 泉 隆 男	4 番 横 田 清 一
5 番 國 府 田 孝	6 番 羽 生 洋 市	7 番 佐 藤 秀 洋	8 番 先 崎 善 次
9 番 宗 像 智	10 番 渡 邊 佳 子	11 番 小 野 勲	15 番 大 竹 正 元
16 番 先 崎 照 雄	19 番 石 井 一 三		

不応招委員 (0 名)

令和7年第1回小野町農業委員会臨時会次第

議事日程

令和7年2月20日(木) 午後2時00分

小野町役場 第一会議室

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第22号 現況確認証明申請について

日程第5 議案第23号 令和6年度農用地利用集積計画(案)について

日程第6 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

日程第7 議案第25号 令和7年度農作業労働賃金標準額表(案)について

出席委員(14名)

1番 矢吹高徳	2番 吉田 誠
3番 今泉隆男	4番 横田清一
5番 國府田 孝	6番 羽生洋市
7番 佐藤秀洋	8番 先崎善次
9番 宗像 智	10番 渡邊佳子
11番 小野 勲	15番 大竹正元
16番 先崎照雄	19番 石井一三

欠席委員(0名)

事務局職員出席者

事務局 長	鈴木 稔
事務局 次長	二瓶 淳
主 事	宗像 翼

議	長	(宗像智) ただいまから令和7年小野町農業委員会第1回臨時会を開会いたします。 開会 午後2時00分
議	長	(宗像智) では早速始めたいと思います。 ただいまの出席委員は10名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。 本日の本会議には6名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議日程は、さきに配付のとおりであります。 なお、本日開催されました第19回役員会におきまして協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第20号から24号までの5議案については簡易採決、会議規則第21条の規定により議案25号について起立採決することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智) 異議なしと認めます。 ご異議ございませんので、そのように決定いたします。
議	長	(宗像智) 続きまして、議事録署名人の指名を行います。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、8番、先崎善次委員及び10番、渡邊佳子委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議	長	(宗像智)

それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。

事務局 長 (鈴木稔)
議長。

議長 (宗像智)
鈴木事務局長。

事務局 長 (鈴木稔)
事務局長。それでは、議案の朗読をいたします。
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

受付1番、権利の種類及び設定・移転の別につきましては、所有権移転
であります。農地の所在であります、
ほか1筆であります。地目につきましては、現況、公簿とも全て畑となっ
ております。面積が2筆合計いたしまして、574㎡であります。10a
当たりの価格につきましては無償ということであります。譲渡人、
、譲受人、
。経営面積につきましては、議案書記載のとおりでござい
ます。

続きまして、受付2番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきま
しては、所有権移転でございます。農地の所在が、
地目は、現況、公簿とも畑でございます。面積は318㎡でありま
す。10a当たりの価格については、無償ということであります。譲渡
人、 譲受人、
経営面積につきましては、議案書記
載のとおりでございます。

ページをおめくりいただいて、2ページをお開きいただきたいと思います。

す。

受付3番、権利関係については、所有権移転であります。農地の所在でありますが、[REDACTED] 2筆であります。地目につきましては、現況、公簿とも3筆全て田であります。3筆とも農振の区域内となっておりまして、面積が3筆合わせまして、1,804㎡となるものであります。10a当たりの価格につきましては、16万6,000円でございます。譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED] 譲受人が、[REDACTED] 経営面積については、議案書記載のとおりでございます。

その下、受付4番になります。

権利関係については、これも所有権移転であります。農地の所在でありますが、[REDACTED] ほか1筆でございます。地目につきましては、畑と田となっておりまして、いずれも現況、公簿が一致しておりますのでございます。面積が2筆合わせまして、282㎡であります。10a当たりの価格は無償となるものであります。譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED]、譲受人が、[REDACTED] であります。経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

めくっていただいて、3ページをお開きいただきたいと思います。

受付5番、権利関係が所有権移転であります。農地の所在につきましては、[REDACTED] ほか1筆であります。地目につきましては、現況、公簿とも田となっております。面積が、2筆合計をいたしまして、162㎡であります。10a当たりの価格、こちら無償であります。

譲渡人、[REDACTED] 譲受人が、[REDACTED] [REDACTED] であります。経営面積につきましては、議案書記載のとおりとなります。

令和7年2月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上であります。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。

			それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。
1	番	(矢吹高德)	
		議長、1番。	
議	長	(宗像智)	
		1番、矢吹高德委員。	
1	番	(矢吹高德)	
		受付1番について、ご説明申し上げます。	
		譲渡人、[REDACTED] 譲受人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED]	
		[REDACTED] 面積は574㎡です。現地確認、令和7年2	
		月10日、月曜日、午前9時50分。立会人、[REDACTED]	
		[REDACTED] 農業委員、矢吹高德、農地利用最適化推進委員、小野	
		勲さん、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事でございます。	
		申請地の場所につきましては、[REDACTED]	
		[REDACTED]	
		[REDACTED]	
		[REDACTED] あ	
		たりです。	
		申請理由につきましては、申請地は [REDACTED]	
		[REDACTED] 今回の申請に至りまし	
		た。詳細につきましては、小野勲農地利用最適化推進委員よりご説明申し	
		上げます。	
		以上です。	
議	長	(宗像智)	
		11番、小野勲委員。	
1	1	番	(小野勲)

11番。引き続き、私のほうから受付1番について説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率利用については、譲受人は新規就農者であります。耕運機等を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当ありません。

第4号農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号地域調和については、譲受人は、当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし。

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受

付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、受付2番について、私より説明したいと思います。

第3条、受付2番、譲受人、[REDACTED] 譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED] 申請地は、[REDACTED] 31
8㎡。

現地確認日、2月10日、月曜日。午前11時20分より、立会人とい
たしまして、[REDACTED] 農業委員会より、農業委員、私、宗
像智、農地利用最適化推進委員、石井一三さん、事務局、二瓶事務局次長
並びに宗像主事。

場所でございますが、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 今回の申請に至りました。

詳細につきましては、石井一三農地利用最適化推進委員より、説明申し
上げます。

お願いします。

1 9 番

(石井一三)

19番。今、宗像会長より、話があったとおりになりますけれども、私
のほうから受付2番についてちょっと詳細を申し上げます。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効

率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、耕運機等、トラクターとか何かのものなんですけれども、保有、持っておりまして、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について、第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事について、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数については従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止についてですが、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後も協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用することと、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付2番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。

受付2番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。
次に、受付3番について、関係委員の説明を求めます。

6

番

(羽生洋市)

議長、6番。

議

長

(宗像智)

6番、羽生洋市委員。

6

番

(羽生洋市)

6番。受付3番について説明をします。

譲受人が[REDACTED] それから、[REDACTED] 申請地
は、[REDACTED] 合計3筆で1,804㎡です。

現地確認は、2月10日に午前10時50分から実施をいたしました。
立合者は、譲受人、[REDACTED] それから、農業委員会から私、羽生
と、農地利用最適化推進委員の先崎照雄さん、そして、事務局から二瓶事
務局次長と宗像主事が現地確認をしております。

その場所なんですけれども、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 付近の地域になります。

申請事由ですけれども、申請地は譲受人の自宅付近であって、農地を利用
することで、農業規模拡大及び営農の効率化を図るために、今回申請に
至ったという話をしておりました。

詳細につきましては、先崎照雄委員のほうから説明を申し上げます。

議

長

(宗像智)

先崎照雄委員。

1 6 番

(先崎照雄)

1 6 番。引き続き、私のほうから受付 3 番についてご説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第 3 条第 2 項に該当するか否かについてですが、第 1 号の全部効率的利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、トラクター等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合及び第 3 号の信託については、該当ありません。

第 4 号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間 1 5 0 日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第 5 号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第 6 号の地域調和については、譲受人は、当該地域の効率かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するために、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可の要件を全て満たしていると考えます。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付 3 番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付3番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。次に、受付4番についての関係委員の説明を求めます。関係委員。

8

番

(先崎善次)

議長、8番。

議

長

(宗像智)

8番、先崎善次委員。

8

番

(先崎善次)

8番。受付4番について説明いたします。

譲受人、[REDACTED] 譲渡人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED]
[REDACTED] 田んぼ1筆と畑1筆で、288㎡です。

現地確認日、2月10日午前10時10分より、立会人、[REDACTED]
[REDACTED] 農業委員からは私、事務局から二瓶事務局次長、宗像主事でやりました。

申請地の場所は、[REDACTED]

申請事由については、[REDACTED] 農地を取得することで、営農規模拡大及び営農の効率化を図るため、今回の申請に至り

ました。

詳細につきましても、引き続き、私から説明申し上げます。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率利用について、譲受人は営農地全て耕作されております。また、トラクター等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当はありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に至る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は、該当地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後も協力的に地域内の営農に参加するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題ないことから、許可の要件を全て満たしていると考えます。

以上。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付4番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付4番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、受付5番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。

8

番

(先崎善次)

議長、8番。

議

長

(宗像智)

8番、先崎善次委員。

8

番

(先崎善次)

引き続き、受付5番の、先ほどの4番と替わりなんですけれども、譲受人、[REDACTED] 譲渡人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED]
[REDACTED] 計田んぼ2つ、162㎡。

現地確認日、2月10日午前10時10分より、立会人は、[REDACTED]
[REDACTED] 農業委員の私、事務局から二瓶事務局次長、宗像主事でやりました。

申請地の場所も[REDACTED]

申請事由も同じで、[REDACTED] 農地を取得することで、営農規模拡大及び営農の効率化を図るため、今回の申請に至りました。

詳細につきましては、私から説明申し上げます。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効

率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、トラクター等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当はありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は、該当地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付5番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付5番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読をいたさせます。事務局。

事務局長 (鈴木稔)

議長。

議長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事務局長 (鈴木稔)

事務局長。それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。朗読いたします。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権設定でございます。農地の所在であります、
地目については、現況、公簿とも田であります。面積が377㎡。設定人、
被設定人、

形態につきましては、今回は一時転用であります。

用途が

となるものでございます。

申請の事由につきましては、議案書記載のとおりであります。

続きまして、受付2番、権利関係については、先ほどと同様、賃借権の設定でございます。農地の所在でございますが、

地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積が2,430㎡でございます。設定人が、被設定人ではありますが、であります。形態につきましては、この件も一時転用ということで、でございます。

申請事由については、議案書記載のとおりでございます。

令和7年2月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上であります。

議

長

(宗像智)

それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。

5

番

(國府田孝)

議長、5番。

議

長

(宗像智)

5番、國府田孝委員。

5

番

(國府田孝)

5番。それでは、受付1番について説明申し上げます。

設定人、被設定人、代表取締役、

申請地については、地目及び面積については、田んぼ377㎡です。確認日ですが、2月10日月曜日、9時半から立会人、被設定人の農業委員会のほうから私、國府田孝、農地利用最適化推進委員は大竹正元さんということで、二瓶事務局次長、宗像主事でございます。

それで、申請地ですが、

議

長

になります。

申請事由については、被設定人は、申請農地の周辺で伐採を行う予定ですが、伐採届予定地の接道がしておらず、接道及び土場として適切な隣地がないため、今回の申請に至りました。

詳細につきましては、農地利用最適化推進委員、大竹正元委員より説明申し上げます。

以上です。

(宗像智)

15番、大竹正元委員。

15番

(大竹正元)

15番。私のほうから受付1番について説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、貸借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、敷地に鉄板を敷き養生します。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、排水施設上に鉄板を敷き養生します。

周辺に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、隣の農地との境界にバリケードを設置。区分、農地としての機能を損なわないように対策します。

農地区分については、申請地は農業振興地域整備計画について、農用地等として利用すべきとして定められたときの管内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断されますが、兼用はできないというふうに認められる一時転用事業に該当します。よって、転用に問題はないと考えられます。また、本申請地は、面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上です。

議 長 (宗像智)
ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1
番に対する質疑、意見を求めます。
質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議 長 (宗像智)
質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受
付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可す
ることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議 長 (宗像智)
異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。
次に、受付2番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。

2 番 (吉田誠)
議長、2番。

議 長 (宗像智)
2番、吉田誠委員。

2 番 (吉田誠)
2番。受付2番について説明いたします。
受付2番、設定人、被設定人、
申請地については、畑1
筆、面積が2,430㎡であります。

現地確認日が、1月9日木曜日、午後2時40分からです。立会人は、

被設定人の会社の経営会社の社員で、[REDACTED] 農業委員会より、農業委員、吉田誠、事務局より、二瓶事務局次長、同じく宗像主事が立会いをしております。

申請地の場所は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 約500m先の左側が該当地となります。

申請事由は、被設定人は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 今回の申請に至りました。

詳細につきましても、引き続き、私から説明申し上げます。
権利の種類及び権利の設定・移転の別は、賃借権の設定です。
土砂の流出等の災害を防止するための措置については、敷地に鉄板を敷き、養生します。

農業用排水施設を有する機能に支障を及ぼさないための措置については、排水施設上に鉄板を敷き養生します。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、下りの道とは道を挟んでいるため、支障を及ぼしません。

農地区分については、申請地はおおむね10ha以上のこの一団の農地の区域内にある農地であることから、第一種農地と判断されますが、転用が例外的に認められる一時転用事業に該当します。よって転用に問題はないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付2番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付2番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第22号 現況確認証明申請についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。

事務局 長

(鈴木稔)

議長。

議

長

(宗像智)

鈴木事務局長。

事務局 長

(鈴木稔)

事務局長。議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。朗読いたします。

議案第22号 現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領、第3の6の(1)により、次のとおり農地法第2条第1項の適用を受けない土地である旨の証明交付申請があったので、その可否について審議を求める。

受付1番、申請人は

土地の表示であります。3筆ございまして、

地目が、公募上が田、現況は山林であります。面積が180㎡

でございます。

その下が、[REDACTED] こちら、地目、公募上は田で、現況は山林であります。面積が424㎡。

3筆目が、[REDACTED] 地目が、公募が田でありまして、現況が山林ということで、面積が367㎡であります。

証明を求める理由でございますが、地目が3筆とも田でありますけれども、長年水稻等の農作物を作付けしておらず、現在笹や雑木が繁茂しており、農地としての機能を喪失しているため、現況の山林として地目を変更したいとするものであります。

経過につきましては、申請地は約30年以上水稻等を作付けしておらず、管理もしていなかったと。[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] そういう状況でございます。

令和7年1月23日、上記に係る申請書が提出されまして、令和7年1月23日、同日でありますけれども、申請者であります[REDACTED]立会いの下で、宗像智会長、吉田誠地区担当委員、農業委員会事務局からは、二瓶次長と宗像主事、計4名が現況確認調査等を実施し、非農地であると判断したものでございます。

その理由といたしましては、先ほど来の証明の求める理由は経過のとおりでありまして、現況を確認したところ、当該申請地につきましては、山林の様相を呈しており、農地の状態にないためというのがその理由でございます。

令和7年2月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

新

「異議なし」の声多数

議

次に、議案第23号 令和6年度農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局に朗読、説明いただきます。事務局。

事務局長

議長。

議

鈴木事務局長。

事務局長

受付1番、農地の所在が、[REDACTED]でございます。
地目につきましては、現況、公簿とも田となっておりまして、2筆共

に農振区域内となっておるものでございます。面積が2筆合わせまして、2,705㎡となるものであります。権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、使用貸借権の設定であります。貸付人、

借受人、

経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

その右の列に行きまして、借賃、こちらについては無償であります。使用貸借権の設定期間につきましては、本年度3月1日から令和14年2月28日までの7年間というものでございます。

めくっていただいて7ページのほうにお移りをいただきたいと思います。

利用権変更の設定予定者、いわゆる貸手は1戸、借手についても同様に1戸という形であります。使用貸借権による権利につきましては、田2筆、2,705㎡であります。期間別につきましては、期間が7年、筆数が2筆、面積が2,705㎡という内容でございます。

なお、本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条に定めます農用地利用集積計画に関する経過措置によりまして、旧法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

令和7年2月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議長 (宗像智)

ただいま事務局より朗読、説明がありました。議案第23号に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。議案第23号について採決いたします。お諮りいたします。本案について認

定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議 長 (宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局長。

事 務 局 長 (鈴木稔)

議長。

議 長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事 務 局 長 (鈴木稔)

事務局長。それでは、議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。議案の朗読、説明をいたしますが、その前に、議案の訂正を恐れ入りますがお願いしたいと思います。

議案書の10ページから11ページにかけまして、受付番号で言いますと5番、6番、7番、8番、この4件でありますけれども、そちらの摘要欄ですが、農地中間管理機構より借入となっておりますけれども、この借入を借受にご訂正をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、よろしくお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。朗読、説明をさせていただきます。

議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について。

農用地利用集積等促進計画案を定めることについて、農地中間管理事業

の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見決定を求める。

受付1番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、使用貸借権の設定でございます。まず、申請人のうち貸付人、
借受人が、

農地の所在でございますが、地目が畑でございます。面積が831㎡でありまして、設定期間については11年ということで、今回新規の設定になります。摘要欄、農地中間管理機構への貸付でございます。

その下、受付2番、権利の関係につきましては、使用貸借権の設定であります。貸付人、
借受人、

農地の表示につきましては、地目が畑、面積が332㎡であります。設定期間については11年ということで、これも新規設定であります。こちらも農地中間管理機構への貸付があります。

めくっていただいて、9ページをお開きいただきたいと思います。

受付3番、権利関係については、使用貸借権の設定であります。貸付人、
借受人、

農地の表示につきましては、地目が畑でございます。面積が814㎡となるものでございます。設定期間については11年ということで、こちらも新規の設定ということであります。摘要欄をご覧いただきたいと思います。農地中間管理機構への、こちらやはり貸付となるものであります。

受付4番、使用貸借権の設定、貸付人が、
借受人が、

農地の表示につきましては、地目は田で

ありまして、面積は342㎡であります。設定期間は11年ということで、こちら新規設定ということでありまして、これも農地中間管理機構への貸付となるものであります。

これと、すみません、途中で申し訳ありませんが、本日のご提出、お手元には配付させていただいた資料に、ただいまの読み上げ、朗読、説明しておる4件については、参考資料が載っておりますので、どちらでも合わせてご覧いただければと思います。

それでは、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

受付5番、権利関係が、使用貸借権の設定とありまして、貸付人、
借
受人が、

農地の表示が、地目が畑、面積が831㎡でありまして、設定の期間が11年、こちら新規の設定でございます。こちらは、農地中間管理機構より借り受けるものということになります。

受付6番、使用貸借権の設定、貸付人、
借受人が、受付5番と同様に、

農地の表示が、地目が畑、面積が332㎡でありまして、設定期間が11年、新規設定であります。農地中間管理機構より借受。

めくっていただいて、11ページをお開きいただきたいと思います。

受付7番、使用貸借権の設定、貸付人は、先ほどから申し上げております受付6番と同様に、
借受人は、

農地の表示につきましては、地目については畑でありまして、面積814㎡であります。設定期間が11年、新規設定でありまして、農地中間管理機構より借り受けるものであります。

最後になりますが、受付8番、使用貸借権の設定、こちら
さんが貸付人でありまして、借受人は、
であります。

農地の表示につきましては、大字 [REDACTED] 地目が田でありまして、342㎡であります。設定期間11年、新規設定でありまして、農地中間管理機構より借り受けるものでございます。

ただいまの朗読したその農地の移動関係は、こちらA3、片版をA3版をペーパーに整理しておりますように、左から右に農地の貸し借りの流れが移ってくるような形になっております。

本計画、全部で田1筆342㎡、畑3筆1,977㎡ということで、合計で4筆2,319㎡となるものでございますけれども、この4筆の農地の貸し借りについても計画の提出があったものでございますが、本計画につきましては、農地の貸し借りを農地中間管理機構を介して行うものでございます。本件では、このいわゆる機構に位置づけられておりますのが、[REDACTED] がその役割を担っているものでございます。

なお、これらの計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に定める各要件を満たしていると考ええるものでございます。

令和7年2月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議 長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいま事務局より朗読、説明がありました。議案第24号に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

はい、どうぞ。

6 番

(羽生洋市)

今回の案件というのは、貸している人に対して、機構のほうに入っていれば補償が何か効くんでしたっけ。

事務局 長

(鈴木稔)

	議長。
議長	(宗像智) はい、事務局。
事務局長	(鈴木稔) 事務局長。皆さんご承知のように、地域計画に移行するのは今年の4月からということになりますけれども、それ以降の貸し借りについては全てこういった流れをとって、今後は農地の移動がなされるということになりますので、今まで行ってきた農業経営基盤強化促進法という法律に基づいた形で農地の貸し借り、集積を行ってきたものでありますけれども、4月以降は必ずこの農地中間管理機構を介した中での手続きを行っていくということになっております。現在申請については毎月末日に受け付けて、1か月以内にその許可の判断をして、申請者に対して通知をしておるところではございますが、本件のような形で、新たな法の枠組みで行おうとしますと、手続きに要する期間が約1か月くらい延びるのかなというようなそんな国の見通しが出ておりますので、申請から2か月くらいはかかるのかなというそういう例が示されておりますので、今後どのような形で、件数、年間の件数であるとか、あるいは、その審査の過程等を推移を見ながらということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	(宗像智) よろしいですか。
会長職務代理	(羽生洋市) いや。その、借りているんですね、例えば、 いらっしゃいますけれども、その人たちに、機構から10a当たり1万円とかいう表示があったような気がするんですけども、そう書いてあるんです。

議 長 (宗像智)
管理機構を使ったときの恩恵だね。

事 務 局 長 (鈴木稔)
議長。

議 長 (宗像智)
どうぞ、事務局。

事 務 局 長 (鈴木稔)
事務局長。すみません、手続きの変更点についてご説明を申し上げます
というのは、羽生職務代理からのお話でありますと、この農地中間管理事
業を活用した場合には、地域の集積協力金、そういったものも機構の活用
率等によって、負担率はそれぞれ変わっておりますが、そういったものの
交付を受けることができるということになっております。いわゆる農地の
集積を促進し、農業の担い手へのそういった権利移動をさらに促進をさせ
ましょうというところの出資があつての今回の流れということになろうか
と思います。
以上でございます。

議 長 (宗像智)
よろしいですか。ただいま事務局より説明があつたのは、個人間の土地
の貸し借りでは、金銭的に今自分らの個人間の貸し借りの分しか発生しな
いんですが、この農地中間管理機構を使うことによって、補助金の交付を
受けることができるということなものですから、もし、今、地区の人から
相談を受けた場合には、この方式を使って少しでも手取りを増やしてほし
いと思います。
そのほか質問ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。議案第24号について採決いたします。お諮りいたします。本案について異議なしと意見を決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は異議なしと意見決定をすることに決しました。

それでは、議案第25号 令和7年度農作業労働賃金標準額表(案)についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。

事務局長 (鈴木稔)

議長。

議長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事務局長 (鈴木稔)

事務局長。それでは、議案書の12ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第25号 令和7年度農作業労働賃金標準額表(案)について。

令和7年度農作業労働賃金標準額表案について審議を求める。

標準額表の内容についても併せてご説明をさせていただきたいと思いますが、標準額の設定については、日雇作業と請負作業ということで、大きく2つに分かれておりますが、まず、賃金のベースになります日雇作業、いわゆる一般農作業の考え方でございます。

こちらにつきましては、最低賃金、こちらがいわゆる1時間当たり900円から955円に改正になったことに伴いまして、この55円分、1日分に直しますと440円ほど上昇しているものでございます。したがって、この最低賃金の改正に合わせる形で、一般農作業の賃金の額を昨年度より440円アップいたしまして、7,640円に設定をいたしたいとするものがまず1つであります。

これに伴いまして、請負作業については、ここ数年来ずっと据え置きという形で行ってきた経過もありますので、いわゆる実態、賃金の実態と大きく乖離するようでもちょっと困るのかなということもありまして、今回は請負作業の部分については、全項目、一応一般農作業と同程度の上昇率ということでありまして、上昇率を検証いたしますと、昨年度から比較して6.1%ほど賃金がアップしてございます。したがって、10a当たりの請負作業、全ての項目において一律6.1%上昇させた額で設定をさせていただいておるものでございます。

項目ごとで申し上げますと、水田耕起（プラウ耕）については500円増の8,500円に、水田の代掻きについては昨年度より400円アップの7,400円、畑耕起についてはやはり400円加算した7,400円、機械の田植えについても400円アップの7,400円で。バインダーによる稲刈りについては500円アップの8,800円、ハーベスターによる脱穀については400円アップの6,400円、水稻コンバイン刈り取り作業についてはカッター処理、それから結束処理共に1,000円アップということで、1万7,000円と1万9,000円に設定をしております。

水稻乾燥と籾摺り作業については100円アップの1,500円、籾摺り作業のみについては40円アップの640円、畦塗は5円アップの55円、それから、草刈り作業、こちらについて、肩掛け式、背負い式については100円アップの1,600円、同じく草刈り作業の自走式、こちら対応資金については200円アップの3,200円と。大型機械を用いた草刈り作業については600円アップの9,600円ということでございます。

本表については、参考価格としてあくまでもお示しをする形でありまして、補助、作業条件、燃料費の変動等、個別の条件については当事者間で調整をしていただく形で、来年度、令和7年度もお示しをしたいと考えておるものでございます。

それから、先月の20日に開催されました第1回定例会において、ただいまご説明した中の請負作業項目について、色彩選別機に関して追記をしてはどうかというご意見がございましたが、町内のライスセンター関係で、実態をちょっと調査をさせていただきました。それで、その調査、聞き取りを行った結果でありますけれども、色選専門作業については、稲刈りから袋詰めまでの一連作業で行う場合と、あとは、作業単体で行う場合とで作業量が異なっておりまして、一連作業で行う場合の最高額が250円、最低額が100円ということでありまして、また作業単体で行う場合、最高額が一番高い人が3、高いライスセンターが300円で、一番低いのが100円という結構ばらつきがありました。

このように、各ライスセンターによって設定額にまだちょっと大きな開きがある状態でありますので、農業委員会が標準額をお示しをするということになりますと、実際、その実態と大きくかけ離れてしまうおそれもあるのかなというところもございました。したがって、今年度におきましては、先ほど来、ご説明した当事者間調整の協議によるものということで農業委員会としてはお示しをさせていただきたいと思っております。

なお、今後毎年行う調査の中で、各ライスセンターの設定金額等に、ある程度その額を統一されてきたような段階が見えてきたようであれば、そういった実態等も加味しながら設定していくというところを検討させていただければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上が、議案第25号に関する説明でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりでありまして、色選につきましても、まだまだ統一がされていないというところで、将来的に

は各ライセンスセンターに色選が入って、全部もし揃った場合には、収摺り作業の一貫した料金の中に入るのかなというふうにも考えております。

そんなわけで、この料金価格表につきまして、何か質疑、ご意見ございますでしょうか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見ございませんか。じゃあ、質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

議案第25号についての採決をいたします。お諮りいたします。本案について決定することに賛成される委員の起立を求めます。起立をお願いします。

起立全員

議長 (宗像智)

全員賛成。どうもありがとうございました。全員起立でありますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本臨時会に附された案件は全て終了いたしました。これをもって、令和7年小野町農業委員会第1回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後15時16分

小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和7年2月20日

小野町農業委員長

署名委員 8 番

署名委員 10 番